

2024年度「うぐいす倶楽部」申込書

楷書でのご記入をお願いいたします。

どちらかに <input checked="" type="checkbox"/> をしてください		<input type="checkbox"/> 新規	<input type="checkbox"/> 継続
表明	<input checked="" type="checkbox"/> と表明者氏名にご署名をお願いいたします。 <input type="checkbox"/> 私は、うぐいす倶楽部会員の入会にあたり、会則・運営について同意・表明したうえで入会いたします。 <input type="checkbox"/> 私は、暴力団・暴力団員・暴力関係団体またはそれらの関係者・そのほか反社会勢力に属したり、これらの者を同伴しません。		
表明者氏名	フリガナ		
生年月日	S H 年 月 日 (才)	性別	<input checked="" type="radio"/> 男 <input type="radio"/> 女
ご自宅	〒 - ※マンション・アパートの場合は部屋番号まで詳細をご記入ください。		
TEL	() -		
携帯電話	() -		
SEIBU PRINCE CLUB 会員No. ※「SEIBU PRINCE CLUB」のご入会が必須となっております(継続も含む)。	お客さま番号(8ケタ)	CODE(4ケタ)	
友の会プラス ご入会について ※ご入会の際、うぐいす倶楽部の年会費とは別に、¥11,000(消費税込)が発生いたします。	全国に広がるプリンスゴルフリゾートのゴルフ場を特別価格でプレーできる「友の会プラス」に入会を希望しますか? いずれかに <input checked="" type="checkbox"/> をしてください <input type="checkbox"/> 入会する <input type="checkbox"/> 入会しない		

「うぐいす倶楽部」事務局使用欄 ※記入しないでください。

受付・入金日	年 月 日	受付ゴルフ場	<input type="checkbox"/> 武蔵丘ゴルフコース <input type="checkbox"/> 新武蔵丘ゴルフコース
年会費	<input type="checkbox"/> 新規 ¥49,500(消費税込) <input type="checkbox"/> 継続 ¥33,000(消費税込) <input type="checkbox"/> 友の会プラス ¥11,000(消費税込)	受付伝票入力担当	伝票入力確認担当
支払い方法	<input checked="" type="radio"/> 振込 <input type="radio"/> 書留 <input type="radio"/> 伝票 <input type="radio"/> 現金 <input type="radio"/> カード	名簿入力担当	新規郵送担当
会員番号	3 2 4 -		最終確認者

お申込み・ご入金方法 下記①～③よりお選びいただけます。

- ご来場の際、フロントにて「入会申込書」に「年会費」を添えてお申込み
※プレー代とご一緒の精算のほか、現金・クレジットカードでのお支払いが可能です。
- 現金書留にて「入会申込書」に「年会費」を添えてお申込み
- 銀行振込みにてお申込み

※お振込み前に「入会申込書」を郵送・FAXまたはメールにて、武蔵丘ゴルフコースへお送りください。
FAX:042-973-9666 / Eメール:musashi@princehotels.co.jp

お振込み先 …【銀行名】みずほ銀行 【支店名】十四号支店
【口座番号】(普)No.4400703
【口座名義】株式会社西武リアルティソリューションズ

※銀行口座への振込み控えが領収証となります。※お振込みは、必ず会員ご本人さまのお名前でお振込みください。会社名などのお振込みは入金確認ができません。※銀行振込みの場合はSEIBU PRINCE CLUBのポイント付与の対象外となります。

個人情報の利用について

うぐいす倶楽部事務局ではお預かりしているお客さまの情報により、当社ゴルフ場から新商品・企画サービスなどに関するご案内をする場合がございます。今後、ご案内が不要の方や送り先を変更される方はうぐいす倶楽部事務局にお申し出ください。

限定コンペのご案内 お得なプラン・優待のご案内 競技会の成績のご連絡

会員限定情報をメール限定でお知らせ 「メール会員」へご登録をお願いします

会員限定コンペや優待料金のご案内をメールにてお送りさせていただきます。郵送でののご案内はございませんので、未登録の方は下記よりご登録をお願いいたします。

登録方法 ①、②いずれかの方法でご登録ください。

- 右記の二次元バーコードを読み取り、登録フォームに必要事項を入力し送信。登録完了メールが届きます。
- [431g1r@a15.hm-f.jp]へ空メールを送信。届いたURLよりWebサイトにアクセスし、必要事項を入力し登録完了。

登録フォーム



SEIBU PRINCE CLUB ご入会のお願い

うぐいす倶楽部会員さまは「SEIBU PRINCE CLUB」のご入会が必須となります。継続会員の方も対象となりますので、右記二次元バーコードよりご入会をお願いいたします。

アプリ詳細・ダウンロード(無料)はこちら



会則

第1章 総則

第1条 本会は「うぐいす倶楽部」(以下「本会」という)と称す。
第2条 本会は武蔵丘ゴルフコース、新武蔵丘ゴルフコースを利用して、ゴルフを楽しむ、エチケット・マナーの習得、および会員相互の親睦を図ることを目的とする。

第3条 本会の事務局は武蔵丘ゴルフコース内に置く。

第2章 会則

第4条 本会はゴルフを愛好するアマチュアゴルファーによって構成し、会員は本会事務局が入会を認めない個人会員のみとする。なお、本会事務局が入会を不適当と判断した場合は、その理由を申込者に明示する義務はないものとする。

第5条 本会に入会する場合は、本会所定の入会申込書に必要事項を記入し、年会費を納入して資格を得るものとする。

第6条 納入された年会費と入会金は理由の如何を問わず一切返還しないものとする。

第7条 本会は会員に会員証を発行する。

第8条 会員証は第三者に貸与もしくは譲渡することはできない。

第9条 会員は下記のいずれかに該当する場合は会員の資格を喪失する。

- 任意退会
- 退会の勧告の承諾
- 除名
- 死亡
- 破産またはこれに準ずる場合
- 本会が解散した場合

第10条 会員は下記のいずれかに該当する場合は会員の権利行使を一定期間停止、または退会を勧告もしくは除名することができる。

- 本会則その他、ゴルフ場が定める諸規則に違反したとき。
- 本会の名誉を毀損しまたは秩序を乱す行為を行ったとき。
- 本会に対する提出書類に虚偽の記載がなされたとき。
- 反社会的な団体等への所属もしくは関係が明らかになったとき。
また反社会的な団体の関係者等を同伴、紹介したとき。
- その他会員として不適当と事務局が認めたとき。

第3章 競技会

第11条 1.本会が競技会を開催する場合、競技規則・参加費等はその都度定めるものとする。
2.各競技会の最小催行人員は8名とし、人員に満たない場合は通常プレーとする。

第4章 特典

第12条 会員は各ゴルフ場を通年で会員特別料金で利用できる。ただし、ゴルフ場が定めた特別営業日を除く。(第三者が主催する競技会等に参加する場合も除く。)

第13条 会員の同伴者は別途定める期間に同伴者特別料金で各ゴルフ場を利用できる。

第14条 会員は毎月開催する競技会に参加することができる。

第15条 会員はその他本会が主催する行事に参加することができる。

第5章 利用

第16条 会員がプレーする場合は、予約を必要とする。ただし各種インターネット予約からの申込については、予約サイト特典が受けられない場合がある。

第17条 プレーの申込みは、利用するゴルフ場へ本会の会員である旨と、氏名、会員番号、利用人員を告げて予約することとする。利用は1組2名以上とし、組数に制限はないものとする。

第18条 競技会(お1人参加指定日を含む)の参加は1人で申込みできる。ただし、その場合は他のプレーヤーとの組合せとする。

第19条 会員はプレー当日受付時に会員証を提示するものとする。会員証の提示がない場合は、会員特典が受けられないものとする。

第20条 各ゴルフ場とも予約状況によりプレーをお断りする場合がある。

第21条 ご予約の全部または一部を解除された場合違約金を申し受けます。利用日の当日、前日は人員に応じた1Rプレーヤーの30%、前々日より6日前は1Rプレーヤーの10%とする。

第6章 個人情報

第22条 本会では会員からいただいた個人情報は以下の場合に限り利用し、目的以外に利用することはありません。

- 本会が何らかの理由で会員に連絡を取る必要が生じた場合。
- 当社の経営する他の施設または当社グループ会社から企画商品・施設案内などに関するご案内をする場合。
- 本会のサービス、商品の改善のためにマーケット分析を行う場合。
(この場合、お客さま個人が特定されることはありません。)

第7章 運営

第23条 本会の運営に関しては事務局が一切を遂行する。

第24条 本会の有効期間は1年間(本年4月から翌年3月)とする。

第25条 本会則に定めのない事項および疑義がある場合は、事務局が決定する。

第26条 本会は、本会則の変更、改定または廃止(以下「変更等」という)を行うことができる。なお、変更等は、変更等の効力発生日の2ヵ月前までに、本会則を変更する旨及び変更後の本会則の内容、効力発生日を会員に相当な方法により告知し、効力発生日以降は、変更後の本会則が最新のものとして適用される。

第27条 本会則は2024年4月1日より実施する。